

【ご案内】旭川市庁舎での出張販売事業者 (令和8年度後期分)を募集します。

旭川市職員福利厚生会では、市庁舎において、職員への昼食向けのお弁当やパン、和洋菓子等の販売を許可期間内に継続して行うことができる事業者を引き続き募集します。

販売を希望する事業者（法人、個人問わず）の方は、許可が必要になりますので、次の1から6に記載の内容を必ずお読みいただき承諾の上、関係書類を添えて申請してください。

1 出張販売の 内 容

- ◆販売品目 弁当、おにぎり、パン類、麺類、和洋菓子の5品目に限ります。
- ◆販売時間 許可された曜日（土日を除くいずれかの曜日）の午前11時から午後2時まで ※許可曜日以外の販売はできません。
- ◆販売場所 旭川市総合庁舎7階多目的室内の指定する場所
※合わせて第2庁舎での巡回販売も行っています。
※上記以外では庁舎内において商品販売が一切できません。
- ◆事業者数 1日（曜日）当たり3事業者まで
- ◆販売開始日 令和8年10月1日（木）

注）・旭川市職員福利厚生会が、旭川市から行政財産目的外使用許可を受けた上で、事業者へ食品の販売を許可するものです。 ※本会の販売許可に当たっては、市の規則により旭川市から許可を取得しています。
・販売場所の面積は、長机2脚分(0.9m×1.8m)です。必ずこの範囲に収めてください。
・第2庁舎での巡回販売は、総合庁舎における出張販売開始前までの任意の時間帯において、同庁舎の1階から5階まで(6階を除く)の各フロアを巡回・声掛けし、エレベーターホールを活用して行うこととします。

2 許可対象者

- ◆出張販売の許可対象者は、次の全てにあてはまる個人又は法人とします。
 - ・毎週の許可曜日に必ず出張販売できる者 ※やむを得ない場合を除く
 - ・旭川市内に店舗（本店）があり、自ら（自社）が製造する個包装された食品表示のある商品を販売する者
 - ・営業許可を取得し、なおかつ営業届を提出した者 ※両方必要です。
 - ・旭川市税を滞納していない者
 - ・旭川市暴力団排除条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員ではない者

3 許可の内容

- ◆許可期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで（半年間）
- ◆許可日 1事業者につき週1日、土日を除くいずれかの曜日を許可日とします。なお、許可件数が上限を下回った場合、上限を超えない範囲内で残りの曜日を希望者に許可することがあります。※複数曜日の許可
- ◆販売日 庁舎開庁日（土・日・祝日等を除く）のうち、毎週許可された曜日
- ◆使用料 全許可期間分で、1許可当たり5,000円前後になります。
※使用料は、許可決定前に一括して前納していただきます。なお、事業者側の都合により販売を中止した日の使用料は返還しません。

注）・許可期間満了の際は、再度、6か月を許可期間として募集します（自動更新ではありません）。
・1日当たり3事業者×5日間（月～金）で、1週間当たり15事業者を上限とします。
・出張販売の使用料は、旭川市職員福利厚生会が旭川市に納める行政財産使用料に準拠し、各曜日の祝日を除いた販売日数によって決定されます。

4 応募要領	◆申請方法 5の申請書類（申請者により異なります。）を用意し、旭川市職員福利厚生会に持参又は郵送によるものとします。 ◆受付期間 令和8年8月25日（火）から9月10日（木）まで ※必着 ◆持参又は 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 郵送先 旭川市総合庁舎6階 旭川市職員福利厚生会 事務局 ◆注意事項 申請受付後は関係書類を返却できませんので、必要な書類は、予めコピーすることをお勧めします。 申請に係る諸費用は、申請者の負担とします。
------------------------------	--

5 申請書類	(1) 出張販売許可申請書 ～ 所定の用紙（様式第1号） ※申請書（様式第1号）は、ホームページからダウンロードできるほか、旭川市職員福利厚生会事務局でも配付します。 ・旭川市HP「新着情報」下段の「一覧を見る」上段の「分類」「募集・採用」「出張販売募集記事」 (2) 営業許可及び営業届※ ～ 許可証の写し及び届提出時の写し（新たに届け出る場合は、保健所窓口で原本の返却を申し出てください。） (3) 納税証明書※ ～ 市役所税制課又は各支所で交付（1部300円） ※窓口での証明申請の際は、申請書の使用目的の欄に「市庁舎出張販売許可申請のため」と記入してください。
------------------------------	--

注)・(2)は、現在、出張販売の許可を受けている事業者の方は、前回の許可申請の際に提出した営業許可証及び営業届が有効期間内である場合に限り、省略することができます。

※新規許可申請や既に有効期間を過ぎて新たに営業許可を取得した場合は、必ず提出していただきます。

・(3)は、全ての申請者に令和7年分の証明書を提出していただきます。

・必要に応じて、その他の書類を申請後に提出いただくことがあります。

6 許可決定について	◆許可決定 旭川市職員福利厚生会が次のとおり決定し、当会から申請者に許可決定通知書又は不許可決定通知書を送付します。 ※許可の決定には、上記「3 許可の内容」の「◆使用料」にあるとおり使用料納入による領収証書の提出が必要になります。 (1) 申請数が15件（上限）以下の場合 ～ 申請者の希望曜日を考慮し、全体調整の上、決定します。※希望に添えない場合もあります。 ※全ての許可（曜日）を決定した後、残った曜日を希望者による抽選等により許可決定することがあります。～複数許可 (2) 申請数が15件を超えた場合 ～ 抽選により許可決定者を決めます。 ※抽選は、事務局において受付順に付与した受付番号をもとに乱数抽選方式で行い、結果を通知します。（補欠順位も抽選により決定します。） ◆同意事項 販売場所に関する同意事項について、同意する必要があります。 ※同意しない場合は、許可できません。
----------------------------------	---